

2013年（H25、1月）2つの出来事が明るみになった

- 大阪市立高校バスケットボール部主将が顧問教諭の暴力行為を苦に自殺
- 女子柔道ナショナルチームにおける監督の暴力行為



2013年 スポーツ界における暴力行為根絶宣言

- 日本スポーツ協会、JOCで採択

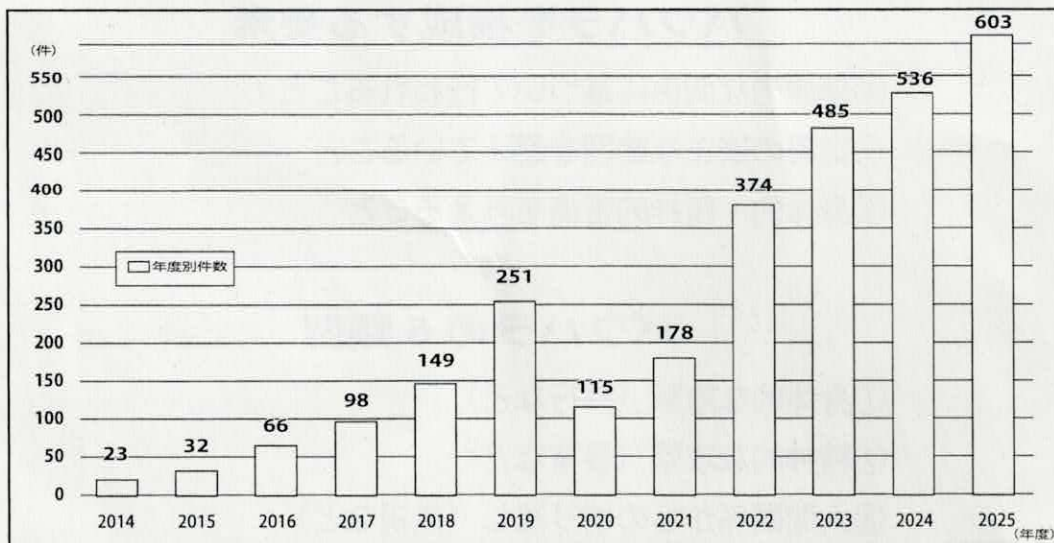


2019年（R1、8月）スポーツ団体ガバナンスコード策定 スポーツ庁

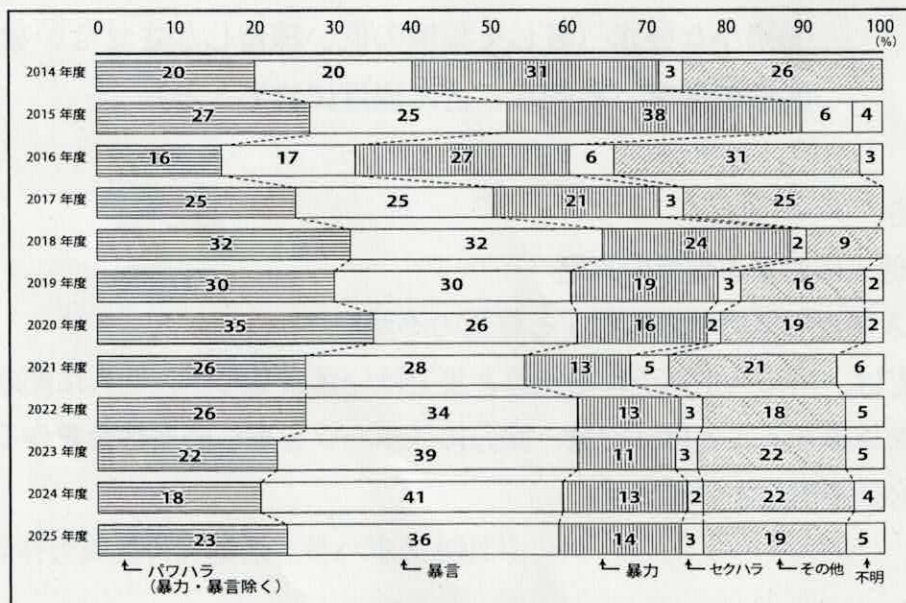
- スポーツ団体が適切な組織運営を行うための原則・規範（一般スポーツ団体向け原則1～5）



- 2013年、暴力行為根絶宣言採択以降、意識の浸透・相談窓口の増加等により暴力行為は減少したものの、目に見えない形でのパワハラ、陰湿行為等が増加した。
（相談件数 2024年=536件、2025年=603件、過去最高）



年度別相談件数推移 (2025年度末現在)



年度別相談内容内訳 (2025年度末現在)

「スポハラ」が起きないことを目指すだけでなく、「誰もが安全・安心にスポーツを楽しむ社会を作る」ための活動です。

そのために、スポーツに関わるみんなが、「スポハラ」はあってはならないもの、ダメなもの「NO! スポハラ」という価値観をもてるようになることを目指します。

スポハラとは

スポーツの現場において、

「暴力」「暴言」「ハラメント」「差別」など

“安全・安心にスポーツを楽しむことを害する行為”

- ・指導者とプレーヤー間のみならず、スポーツ現場の関係者、誰によっても誰に対してもスポハラは起こりえます。



パワハラを構成する要素

- ①優越的な関係に基づいて行われること
- ②指導の適正な範囲を超えていること
- ③身体的・精神的苦痛を与えること



パワハラの6類型

- ①身体的な攻撃（暴行など）
- ②精神的な攻撃（暴言など）
- ③人間関係からの切り離し（無視など）
- ④過大な要求（明らかにできないことを強制するなど）
- ⑤過小な要求（著しく程度の低い練習しかさせないなど）
- ⑥個の侵害（私的なことに過度に立ち入る）

他方、

○他人に対する配慮の不足

○人間としての尊厳に対する尊重の不足

などは、常にスポハラにあたるまではいえませんが、他人に配慮し、他人を尊重することは「安全・安心にスポーツを楽しむ社会を作る」上では必要不可欠といえます。